

評価対象年度	平成21年度	政策評価シート	政策	9
--------	--------	----------------	----	---

「宮城の将来ビジョン」における体系	政策名	9	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実	政策担当部局	土木部, 企画部, 保健福祉部, 経済商工観光部, 教育庁
				評価担当部局	土木部

政策の状況

政策で取り組む内容

人口が減少し少子高齢化が進む中で、既存の社会資本を有効活用するほか、公共交通機関と合わせて公共施設を再編・配置するなど、従来の拡大基調からの転換を図り、高齢者をはじめだれもが暮らしやすいコンパクトで機能的なまちづくりを促進する。

さらに、公共的施設や集客施設をはじめ、まちづくり・施設整備にあたっては、民間とも連携し、一層のバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインの普及に力を入れる。

一方、就業の機会や所得水準をはじめ多くの点で、仙台都市圏と他の地域の格差がみられる。しかし、各地域には、豊かな自然環境や独自の伝統文化など、誇りうる多くの地域資源が存在していることから、グローバル化や情報化が進む中、そうした様々な資源を発掘し、国内外に通用するものとして質的向上を図り、地域を均一化させることなく、その特性を生かした集客交流や産業振興を行うことなどにより地域間格差の是正を図り、活力に満ちた地域社会を実現していく。

また、県内すべての地域で、医療、教育、交通、情報通信基盤など、県民生活に欠かせない基礎的な機能を維持確保していく必要があることから、市町村や企業等とも連携し、地域内での拠点化、集約化、機能分担や連携等を行うことにより、必要なサービスが提供できる体制整備を図る。

政策を構成する施策の状況

施策番号	施策の名称	事業費 (決算(見込)額, 施策の事業費合計)	目標指標等の状況		施策評価	
			現況値 (測定年度)	達成度		
24	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実	3,356,580 千円	商店街の空き店舗率	14.6% (平成21年度)	C	概ね順調
			「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合	7.2% (平成19~21年度)	C	
			医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院(県立病院除く)の割合	58.6% (平成20年度)	B	
			公立図書館における県民1人当たりの図書資料貸出数	3.7冊 (平成20年度)	B	
			県内移動における公共交通の利用率	19.1% (平成19年度)	A	

目標指標等の達成度 A:「目標値を達成している」
 B:「目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す数値の変化と同方向に推移している、又は現状維持している」
 C:「目標値を達成してあらず、設定時の値から見て指標が目指す数値の変化と逆方向に推移している」
 N:「現況値が把握できず、判定できない」

政策評価(総括)

政策の成果(進捗状況)	評価	評価の理由・各施策の成果の状況
各施策の成果等から見て、政策の進捗状況はどうなっているか。	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実に向けて、1つの施策で取り組んだ。 良好な市街地の形成に向け、関係市町村と連携しながら、都市計画区域変更素案等の作成、高架化工事、市街地再開発事業への支援などを行い、順調に進捗している。 バリアフリー・ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、バリアフリー新法に基づく鉄道駅舎の改修が、市町村・鉄道会社と協力して整備が図られている。 中心市街地や商店街の活性化に向けて、中心市街地活性化基本計画の策定予定の市町村等に支援を行い、平成22年3月に石巻市が県内では初めて計画が認定された。 地域生活交通の維持確保に向けて、市町村や事業者への支援を行い、地域住民の移動手段(バス、鉄道、船)の確保は確実に実施されている。 以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。

政策を推進する上での課題等と対応方針

施策の必要性・有効性・効率性の観点からの課題等と次年度(平成23年度)の対応方針

・都市計画の決定・変更手続きを進めるには、まちづくりの主体である市町村との相互協力関係の構築が不可欠であり、円滑な手続きが進むよう、県の工程を示して市町村の理解と協力を得ていく。

・中心市街地活性化基本計画の策定に当たって、市町村は地元事業者、住民等との間で具体的な事業計画策定に係る合意形成に多くの時間を要することから、様々な機会を捉えて情報提供や必要な助言を積極的に行う。

・地域生活交通の維持には、地域住民を含めた多様な主体が関わる必要があり、市町村主催の地域交通に関する検討会等に地域住民が主体的に参画する体制づくりを促進する。

・県内には、公共交通機関や公共等施設、商店街等が整備され、ある程度の人口規模を持った都市部と、都市周辺地域や過疎化により公共交通機関や商店街等の維持などが困難な地域があることから、それぞれの地域の実情に応じて、まちづくりの主体である市町村と協力・協調しながら、適切な事業の実施に努めていく。